

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

雫石町長 猿 子 恵 久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 上野地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 31 年 2 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 33

法人 2 経営体

個人 31 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はいるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 稲作主体の複合経営が多い地域である。水稻については、あきたこまちを中心としながら品質と食味向上に努めると共に、消費者が求めている「安心・安全」な米づくりを進めていく。
- 農地の集約化を図り、転作作物との組合せにより効率的な栽培を進め低コスト化を促進し、併せて高収益作物となる野菜園芸の作付けを拡大していく。
- 中心となる経営体に農地を集積することにより、水稻と畜産・野菜・花卉・菌茸との複合経営をさらに進めることにより効率的な経営を行い、リーディング経営体を目指す。
- 畜産については、稲作との複合経営により効率化を図り、若手農業者を軸とした規模拡大が見込まれる。
- 生産した野菜で食品加工（漬け物）を作り道の駅など産直での販売や南部小麦を使用したパンの製造販売が行われており、地元で生産された農産物の加工・販売をさらに拡大していく。